

広島県告示第三百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和三年四月十二日までの間、縦覧に供する。

令和三年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一九一号	山県郡安芸太田町大字遊谷字横ヶ原八〇九番三地先から 山県郡安芸太田町大字遊谷字遊谷二二〇〇番一地先まで 山県郡安芸太田町大字遊谷字遊谷二一九八番一九地先から 山県郡安芸太田町大字遊谷字遊谷二一九七番四〇地先まで	令和三年三月二十九日